

犯罪被害給付制度Q&A

Q

故意の犯罪行為による被害であれば、どのような場合でも給付金が支給されるのですか。

犯罪による被害でも、次のような場合などには、給付金の全部又は一部が支給されないことがあります。

- 犯罪被害者と加害者との間に、夫婦関係や親子関係などの親族関係があったとき
- 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき又は容認したとき
- 集団的に、又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織に属していたとき
- 犯罪被害について、犯罪被害者に不注意又は不適切な行為があったとき
- 犯罪被害者と加害者との関係（金銭関係や男女関係のトラブルなど）、その他の事情からみて給付金を支給することが社会常識に照らし適切でないと認められるとき

A

Q

親族間での犯罪の場合、給付金が支給されるのは、どのような場合ですか。

A

犯罪行為が行われた時において、親族関係が破綻していたと認められる事情がある場合等には給付金の全部又は一部が支給される場合があります。また、犯罪行為が行われた時において18歳未満であった者が犯罪被害者又は第一順位遺族となる場合には支給制限が緩和されます。

Q

会社員が工作中に犯罪による被害を受けた場合には、労災保険による補償が行われますが、このような場合であっても給付金は支給されるのですか。

A

労働者災害補償保険法その他の法令により公的な支給が行われる場合には、犯罪被害者等給付金の額を上限として調整されます（補償額が犯罪被害者等給付金の額を上回るときは、犯罪被害者等給付金は支給されません）。

Q

加害者側から損害賠償を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A

犯罪被害を原因として犯罪被害者又は遺族が損害賠償を受けた場合に、受領した損害賠償の額が給付金の額を上回っているときは支給されません。また、損害賠償の額が給付金の額を下回る場合は、給付金の額から受領した損害賠償の額を差し引いた額を支給することとなります。

なお、真正な示談等により、損害賠償請求権を放棄した場合も、原則として支給されないこととなります。

※ 損害賠償を受けたときは、次の事項を記載した書面を都道府県公安委員会に届け出なければなりません。

- 損害賠償を受けた人の氏名、住所及び犯罪被害者との続柄
- 損害賠償を受けた年月日
- 損害賠償をした人の氏名、住所、職業及び加害者との関係
- 受領した損害賠償額及びその内訳

Q

交通事故によって被害を受けた場合には、給付金は支給されるのですか。

A

この制度は、故意の犯罪行為による被害を対象としていますので、過失による交通事故の被害には、犯罪被害者等給付金は支給されません。

なお、交通事故の被害には、自動車損害賠償保障法が適用されることとなります。

Q

重傷病給付金の支給対象となる「精神疾患に関し、PTSD等で3日以上労務に服することができない程度」とは、誰がどのように判断するのですか。

A

申請者の住所地を管轄する都道府県公安委員会が、診断書などの医師の診断結果に基づいて判断を行います。また、必要に応じて医師からの聞き取りを行う場合もあります。

Q

障害給付金の対象となる「障害」とは、どの程度の障害をいうのですか。

A

障害の程度は、他の災害補償関係法令の障害等級と同様に第1級から第14級までをいいます。

なお、法令で定められている障害等級については、P7を参照してください。